

浄化槽法定検査の一部変更についてのご案内

平成 29 年 10 月から 10 人槽以下の浄化槽の法定検査について、検査補助員制度を導入し、BOD 検査とガイドライン検査を組み合わせた検査方法に変更します。

◆ 5年間でBOD検査を主とした検査を4回、ガイドライン検査を1回実施します。

*検査結果によっては、変更となる場合があります。

- BOD検査：浄化槽の処理水中の有機物量を分析し、処理目標値をクリアしているかどうかを調べる検査を行います。BODは、浄化槽処理水のおよぐれの状態を表すことから、浄化槽の状況を総合的に判断できます。
- ガイドライン検査：環境省が示したガイドラインに基づき、当協会の検査員が浄化槽の各施設の目視検査を詳細に行います。



◆ 「検査補助員制度」を導入します。

- 検査補助員制度：本協会が指定した保守点検業者の浄化槽管理士を検査補助員とし、BOD検査のための採水等を行います。なお、検査補助員は、ガイドライン検査は行いません。

◆ 検査機関及び検査料金は、変更ありません。 *保守点検料及び清掃料金は別に必要です。

山梨県知事から指定を受けている検査機関として、当協会がBOD分析を行うとともに検査結果を判定し、通知します。また、検査結果の行政機関への報告についても、これまでどおり、当協会が行います。なお、検査料金については、変更ありません。(4000円・非課税)

お問い合わせ先

一般社団法人 山梨県浄化槽協会 (山梨県知事指定検査機関)
〒400-0054 甲府市西下条町 965 (電話：055-288-1132)



※ 検査結果の内容によっては、必要に応じて事前に当協会からご連絡の上、当協会の検査員による再度の検査を行うことがあります。なお、再度の検査の検査料については、無料です。